

新 旧 対 照 表

改正前	改正後																										
<p>第2 定義</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) この要綱において「へき地に所在する病院」とは、次のア又はイに該当する病院をいう。</p> <p>ア 市町、一部事務組合（地方自治法第284条第1項に規定する地方公共団体の組合をいう。）及び公的団体が、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域若しくは同法第33条第2項に規定する地域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村又はへき地保健医療対策事業について（平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知。以下「へき地保健医療対策実施要綱」という。）に規定する無医地区及び無医地区に準じる地区に開設する病院</p> <p>イ 略</p> <p>第7 実績報告</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 提出期限</p> <p>事業完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="3">補助の対象</th> <th rowspan="2">補助額</th> </tr> <tr> <th>事業の区分</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">施設整備</td> <td>病院が行う回復期リハビリテーション病床等の整備に必要な改修に要する工事費又は工事請負費</td> <td>1病棟当たり 245,600円×病床数の増加を伴わずに新たに整備する回復期リハビリテーション病床等の数×1床当たり基準面積6.4㎡ (ただし、回復期リハビリテーション病床等の数は60床を限度とする。)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>病院が許可病床数の20%以上の病床を削減して行う回復期リハビリテーション病床等の整備及び各医療圏における病床規模の最適化のための施設</td> <td>1病院当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 245,600円×病床数の増加を伴わずに新たに整備する回復期リハビリテーション病床等の数×1床当たり基準面積25㎡</td> </tr> </tbody> </table>	補助の対象			補助額	事業の区分	補助対象経費	補助基準額	施設整備	病院が行う回復期リハビリテーション病床等の整備に必要な改修に要する工事費又は工事請負費	1病棟当たり 245,600円×病床数の増加を伴わずに新たに整備する回復期リハビリテーション病床等の数×1床当たり基準面積6.4㎡ (ただし、回復期リハビリテーション病床等の数は60床を限度とする。)	(略)	病院が許可病床数の20%以上の病床を削減して行う回復期リハビリテーション病床等の整備及び各医療圏における病床規模の最適化のための施設	1病院当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 245,600円×病床数の増加を伴わずに新たに整備する回復期リハビリテーション病床等の数×1床当たり基準面積25㎡	<p>第2 定義</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) この要綱において「へき地に所在する病院」とは、次のア又はイに該当する病院をいう。</p> <p>ア 市町、一部事務組合（地方自治法第284条第1項に規定する地方公共団体の組合をいう。）及び公的団体が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域若しくは同法附則第7条第1項に規定する特定市町村の区域とみなされる区域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村又はへき地保健医療対策事業について（平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知。以下「へき地保健医療対策実施要綱」という。）に規定する無医地区及び無医地区に準じる地区に開設する病院</p> <p>イ 略</p> <p>第7 実績報告</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 提出期限</p> <p>事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この改正は、令和4年度分の補助金から適用する。</u></p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="3">補助の対象</th> <th rowspan="2">補助額</th> </tr> <tr> <th>事業の区分</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">施設整備</td> <td>病院が行う回復期リハビリテーション病床等の整備に必要な改修に要する工事費又は工事請負費</td> <td>1病棟当たり 250,000円×病床数の増加を伴わずに新たに整備する回復期リハビリテーション病床等の数×1床当たり基準面積6.4㎡ (ただし、回復期リハビリテーション病床等の数は60床を限度とする。)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>病院が許可病床数の20%以上の病床を削減して行う回復期リハビリテーション病床等の整備及び各医療圏における病床規模の最適化のための施設</td> <td>1病院当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 250,000円×病床数の増加を伴わずに新たに整備する回復期リハビリテーション病床等の数×1床当たり基準面積25㎡</td> </tr> </tbody> </table>	補助の対象			補助額	事業の区分	補助対象経費	補助基準額	施設整備	病院が行う回復期リハビリテーション病床等の整備に必要な改修に要する工事費又は工事請負費	1病棟当たり 250,000円×病床数の増加を伴わずに新たに整備する回復期リハビリテーション病床等の数×1床当たり基準面積6.4㎡ (ただし、回復期リハビリテーション病床等の数は60床を限度とする。)	(略)	病院が許可病床数の20%以上の病床を削減して行う回復期リハビリテーション病床等の整備及び各医療圏における病床規模の最適化のための施設	1病院当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 250,000円×病床数の増加を伴わずに新たに整備する回復期リハビリテーション病床等の数×1床当たり基準面積25㎡
補助の対象			補助額																								
事業の区分	補助対象経費	補助基準額																									
施設整備	病院が行う回復期リハビリテーション病床等の整備に必要な改修に要する工事費又は工事請負費	1病棟当たり 245,600円×病床数の増加を伴わずに新たに整備する回復期リハビリテーション病床等の数×1床当たり基準面積6.4㎡ (ただし、回復期リハビリテーション病床等の数は60床を限度とする。)	(略)																								
	病院が許可病床数の20%以上の病床を削減して行う回復期リハビリテーション病床等の整備及び各医療圏における病床規模の最適化のための施設	1病院当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 245,600円×病床数の増加を伴わずに新たに整備する回復期リハビリテーション病床等の数×1床当たり基準面積25㎡																									
補助の対象			補助額																								
事業の区分	補助対象経費	補助基準額																									
施設整備	病院が行う回復期リハビリテーション病床等の整備に必要な改修に要する工事費又は工事請負費	1病棟当たり 250,000円×病床数の増加を伴わずに新たに整備する回復期リハビリテーション病床等の数×1床当たり基準面積6.4㎡ (ただし、回復期リハビリテーション病床等の数は60床を限度とする。)	(略)																								
	病院が許可病床数の20%以上の病床を削減して行う回復期リハビリテーション病床等の整備及び各医療圏における病床規模の最適化のための施設	1病院当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 250,000円×病床数の増加を伴わずに新たに整備する回復期リハビリテーション病床等の数×1床当たり基準面積25㎡																									

	<p>整備に必要な新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(2) <u>220,000円</u>×病床削減後の病床数から病床数の増加を伴わずに新たに整備する回復期リハビリテーション病床等の数を引いた数×1床当たり基準面積25㎡（ただし、病床削減後の病床数は120床（地方公共団体等及び公的団体は240床）を限度とする。）</p>						
	<p>病院が許可病床数の20%以上の病床を削減して行う各医療圏における病床規模の最適化のための施設整備に必要な新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>1病院当たり <u>220,000円</u>×病床削減後の病床数×1床当たり基準面積25㎡（ただし、病床削減後の病床数は120床（地方公共団体等及び公的団体は240床）を限度とする。）</p>						
設備整備	(略)						
	<p>整備に必要な新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(2) <u>224,000円</u>×病床削減後の病床数から病床数の増加を伴わずに新たに整備する回復期リハビリテーション病床等の数を引いた数×1床当たり基準面積25㎡（ただし、病床削減後の病床数は120床（地方公共団体等及び公的団体は240床）を限度とする。）</p>						
	<p>病院が許可病床数の20%以上の病床を削減して行う各医療圏における病床規模の最適化のための施設整備に必要な新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>1病院当たり <u>224,000円</u>×病床削減後の病床数×1床当たり基準面積25㎡（ただし、病床削減後の病床数は120床（地方公共団体等及び公的団体は240床）を限度とする。）</p>						
設備整備	(略)						